

は所属員（以下「組合員等」という。）に買取予約付きで賃貸する事業を含む。）であって、知事が別途定める基準に適合するもの

(ア) 省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業

(イ) 省令第31条第1項第3号の要件に該当する事業

キ 設備リース事業

政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当し、かつ、組合員の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸する事業（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸する事業を除く。）であって、知事が別途定める基準に適合するもの

ク 企業合同事業

政令第2条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

(ア) 省令第30条第1項第2号から第6号までの要件に該当する事業

(イ) 省令第31条第1項第4号から第8号までの要件に該当する事業

(ウ) 省令第32条及び第33条の要件に該当する事業

ケ 集団化事業

政令第2条第1項第3号に基づく、省令第34条第1項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

コ 集積区域整備事業

政令第2条第1項第4号に基づく、省令第35条第1項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

サ 地域産業創造基盤整備事業

政令第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに掲げる地域産業の振興に関する計画又は同号ロに掲げる認定基盤施設計画、同号ハに掲げる地場産業の振興に関する計画又は同号ニに掲げる認定支援計画に基づいて実施する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

シ 商店街整備等支援事業

政令第2条第2項第2号に基づく、省令第37条第1号イに掲げる中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第6項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画又は同号ハに掲げる認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて実施する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

ス 地域産業創造基盤整備活性化事業

前条第3号に掲げる事業として、過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が、中小企業者の経営環境の変化に対応するための施設の整備、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備を行う事業（本条第1号サに掲げるものを除く。）であって、知事が別途定める基準に適合するもの

セ 商店街整備等活性化支援事業

前条第3号に掲げる事業として、過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、公益法人又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するための施設の整備、又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備を行う事業（本条第1号シに掲げるものを除く。）であって、知事が別途定める基準に適合するもの

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が法第15条第1項第4号の業務を行うのに必要な中小企業高度化資金を貸し付ける事業

第3条の見出しを「(貸付けの条件)」に改め、同条第1項中「第2条第1項第1号」を「第2条第1号」に、「資金の貸し付け」を「中小企業高度化資金の普通貸付の場合の貸付け」に、「第2及び第5」を「及び第2」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 前条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合の対象となる事業及び貸付け条件については、別表第3のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第4の要件に該当する場合の利率は無利子とする。

4 第2条第2号に掲げる事業に対する中小企業高度化資金の貸付けは、別途機構と協議して決める。

第3条第5項を削り、同条を第3条の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

(貸付けの種類)

第3条 中小企業高度化資金の貸付けの種類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 小規模事業者貸付

前条第1号ケ又はコに掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）に対する貸付け

(2) 広域貸付

前条第1号エ、オ又はキからケまでに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の、当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたる貸付け

